



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	大伴家持の陸奥国出金詔書を賀く歌
Author(s)	廣川, 晶輝
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 101, 1-43
Issue Date	2000-09-14
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33972
Type	departmental bulletin paper
File Information	101_PR1-43.pdf



大伴家持の陸奥国出金詔書を賀く歌

廣 川 晶 輝

一 はじめに

天平感宝元年五月十二日、家持は越中国守の館において、彼の作歌活動のうちで最も長い長歌作品を残した。その歌をまずは掲げよう。

賀_ニ陸奥國出_レ金 詔書_一歌一首 并短歌

葦原の 瑞穂の国を 天降り 知らしめしける 皇祖の 神の命の 御代重ね 天の日継と 知らし来る 君の御
代御代 敷きませる 四方の国には 山川を 広み厚みと 奉る 御調宝は 数へ得ず 尽くしもかねつ しかれ
ども 我が大君の 諸人を 誘ひたまひ 良き事を 始めたまひて 金かも たしけくあらむと 思ほして 下惱

大伴家持の陸奥国出金詔書を賀く歌

ますに 鶏が鳴く 東の国の 陸奥の 小田なる山に 金ありと 申したまへれ 御心を 明らめたまひ 天地の
神相うづなひ 皇御祖の 御靈助けて 遠き代に かかりしことを 朕が御代に 顕はしてあれば 食す国は 栄
えむものと 神ながら 思ほしめして もののふの 八十伴の男を 奉ろへの 向けのまにまに 老人も 女童も
しが願ふ 心足らひに 撫でたまひ 治めたまへば ここをしも あやに貴み 嬉しけく いよよ思ひて 大伴の
遠つ神祖の その名をば 大来目主と 負ひ持ちて 仕へし官 海行かば 水漬く屍 山行かば 草生す屍 大君
の 辺にこそ死なめ 顧みは せじと言立て ますらをの 清きその名を 古よ 今のをつつに 流さへる 祖の
子どもぞ 大伴と 佐伯の氏は 人の祖の 立つる言立て 人の子は 祖の名絶たず 大君に まつろふものと
言ひ継げる 言の官ぞ 梓弓 手に取り持ちて 剣大刀 腰に取り佩き 朝守り 夕の守りに 大君の 御門の守
り 我をおきて また人はあらじと いや立て 思ひし増さる 大君の 御言の幸の一に云ふを 聞けば貴み一に
云ふ 貴くしあれば(四〇九四)

反歌三首

ますらをの 心思ほゆ 大君の 御言の幸を一に云ふの 聞けば貴み一に云ふ 貴くしあれば(四〇九五)
大伴の 遠つ神祖の 奥つ城は 著く標立て 人の知るべく(四〇九六)
天皇の 御代栄えむと 東なる 陸奥山に 金花咲く(四〇九七)

天平感寶元年五月十二日於越中國守館大伴宿祢家持作之

右の長歌の題詞の「陸奥國出金詔書」とは、周知のように、『続日本紀』卷第十七の宣命第十二詔と第十三詔を

指す。いま、その全文を引くことは煩瑣にすぎるのでせず、以降の論述の中で参照すべき箇所を抜き出すことにしたい。⁽¹⁾
当該歌の研究史を概観して、鉄野昌弘氏『賀陸奥国出金詔書歌』論〔『万葉』一五五、一九九五年十一月〕は、
当該歌は、家持の氏族意識、或いは「ますらを」意識の発露と理解されるに止まり、その背景についての論はあつても、作品として読み解かれることは、必ずしも十分でない。

と述べている。たしかに、当該歌についての研究史では、大伴・佐伯両氏の功績を褒める内容を持つ右の第十三詔に感激して当該歌を作ったという家持個人の資質をあぶり出そうとするもの（川上富吉氏「大伴家持の系図意識」『白路』一九一二 一九六四年二月、山本健吉氏「大伴家持」一九七一年七月、北山茂夫氏「大伴家持」一九七一年九月、市瀬雅之氏「『出金詔書歌』の詠作動機」『大伴家持論——文学と氏族伝統——』所収 初出一九九六年三月、など）や、題詞自体が関係を示している右の詔書の出された時代の状況を探ること、当該歌が詠まれた背景を論ずるもの（前掲山本健吉氏『大伴家持』、上田正昭氏「大伴の門と家持」『国文学』一九七六年四月号、比護隆界氏「大佛造頭と大伴氏（上）・（下）」『賀陸奥国出金詔書歌一首』の意味するもの——『文芸研究』四九・五七 一九八三年三月・一九八七年三月、多田一臣氏「大伴家持——古代和歌表現の基層」一九九四年三月、など）が少なくない。各論考による成果はそれぞれ大きいのだが、鉄野論文も述べているように、研究史上では、ともすると、当該歌自体の表現をとおしての分析が十分になされていらないのではないかと見うけられる。

当該歌は作品としてどのような構成を持ちどのような作品に仕上っているのか。素朴ではあるが作品を詠むうえで最も根本的なこの問いに、十分に答えているのが鉄野論文である。表現の分析を基盤として論を展開する鉄野論文の成果によって、当該歌についての作品研究は、次の段階へと進むことができたといつてよいだろう。ゆえに、本論

も、そうした鉄野論文に対しての検討をまじえることによって進めて行かなくてはならないだろう。本論も、この作品がどのような作品に仕上がっているのかという点を中心に進めて行くことにしたい。また、論述のための視点のひとつとして、詔の文言を採り入れつつ、そして採り入れながらも、この作品としてはどのような作品に仕上がっているのか、という視点を持つべきものと考えてる。

二 聖武讓位・孝謙即位を思つての作か

当該歌の表現の具体的な考察を始める前に、当該歌が聖武天皇讓位・孝謙即位を思つての作であるとする説について検討しておかなければならない。

右に挙げた鉄野論文は、

既に指摘のあるように（鉄野論文は注において、東野治之氏「飛鳥奈良朝の祥瑞災異思想」を紹介する。論者注）「出金詔書」と、天平感宝への改元は、その四ヵ月後の七月二日に実現した、孝謙への讓位の布石と見て誤りないだろう。その意味合いは、当時の支配層全体が暗黙の内に認めていたことだったと思われる。

と述べ、さらに、聖武の出家、元正太上天皇の崩御、家持の吉野行幸儲作歌制作といったことがらを勘案して、家持が、スメロキを、未来に開いたものとして表現し、かつ予祝したのは、ひとえにこの皇位継承のことにかかっていただろう。「出金詔書」に、将来に触れる文言はなく、無論皇位継承の意思もあらわでない。しかし異例であるばかりでなく、先行きの見えない皇位継承であるだけに、各氏族に忠誠を求める聖武の願いには切実なものが

あっただろう。そこを家持は、長歌に「御食国はさかえむものとかむながらおもほしめして」と、聖武の心中を付度して歌い、更に聖武の期待をもこめて、反歌に「すめろきの御代さかえむと」と歌うのである。

家持が「出金詔書」に抱いた感激の中心は、おそらく「今朕が御世に当りても内兵と心の中のこととはなも遣はす」という一節にあっただろう。そう考えれば、家持が、聖武の秘めた「心の中」を先取りする如く歌うのも、自然と理解出来るように思う。

と述べる。鉄野論文の根拠のひとつに東野治之氏「飛鳥奈良朝の祥瑞災異思想」（『日本歴史』二五九、一九六九年一月）があり、その東野論文は、岸俊男氏『藤原仲麻呂』（一九六九年三月）の見解を受けているという構図がある。そこで、まず、岸論文の見解について検討してみたい。

岸論文は、

さて事件（長屋王の変。論者注）が一段落するや、三月武智麻呂は中納言から大納言に昇任。ついで八月京職大夫の職にあつた麻呂は、河内国古市郡の人、賀茂子虫が獲たという背中に「天王貴平知百年」の瑞字のある龜を献じたが、神龜六年（七二九）はこの瑞祥に因んで天平元年と改元された。瑞龜出現による改元の前例には、和銅八年（七一五）の靈龜と養老八年（七二四）の神龜があり、さらにのちには神護景雲四年（七七〇）の宝龜がある。そして靈龜改元の場合には元明讓位・元正即位、神龜改元の場合には元正讓位・聖武即位、さらに宝龜改元の場合には称徳崩御・光仁即位というように、瑞龜による改元は必ず皇位の継承という重要な事件を伴っている。従つてこの場合も前例から推してなにか皇位に関わる大事の出現が十分に予想されたのであるが、果して改元五日後の八月十日に、聖武夫人安宿媛の立后が発表された。それは他の瑞龜改元の場合のように、新帝の即位

ではなかったが、この光明皇后の出現は十分それに匹敵する意義を有していた。(傍線論者)

と述べる。「瑞亀↓改元↓即位」を敷衍して、「瑞亀↓天平改元↓光明立后」を想定する岸論文の論理は正しい。この岸論文の見解をうけて、東野論文は、

事実その通りであるが、少しく詳細にみると、元明天皇の讓位以後、即位を含めた皇嗣の決定が、常に出瑞を前提としている事実がある。(傍線論者)

と述べ、岸論文が瑞亀に限定しているのに対し、祥瑞一般へと拡大する。東野論文は、その出瑞のひとつとして、表面には現われていないが、天平十年正月におこなわれた阿倍内親王の立太子の場合でも、朔日に信濃より神馬が献ぜられ、十三日の立太子に際して大赦が行われると共に、「貢瑞人」と「出瑞郡」に優賞が施されたことから、両者の関係が知られる。

というように、阿倍内親王の立太子と「神馬」という祥瑞の出現とを結びつけようとする。そして、その阿倍皇太子の即位については、

阿倍皇太子の即位は、天平勝宝の改元からして、同年の陸奥における産金と無関係ではない。

と、産金との関係を探ろうとする。東野論文はこうした推察を重ねて、

皇権をめぐる複雑な政治情勢の中で、皇位の継承を安定せしめる役割が、祥瑞に期待されたといえよう。

という仮説を提示する。しかし、この仮説は根拠が強固なものとは言えないだろう。傍線部のように、「元明天皇の讓位以後、即位を含めた皇嗣の決定が、常に出瑞を前提としている」例として阿倍内親王の立太子をあげるのならば、基皇子立太子を取り上げないのはなぜか。藤原氏にとっては「皇嗣」にからむ一大事であったはずだ。そして、そも

そも「元明天皇の讓位以後」という線引きは、どのような基準によつてなされたのだろうか。詳しい説明は見当たらない。のちの聖武天皇、首皇子の立太子は和銅七年（七一四年）であり、特に「出瑞を前提として」はいない。そして、東野論文が線引きをする元明天皇の讓位は靈龜元年（七一五年）である。

この時期は、女帝が持統・元明・元正というように多く現われる。南部昇氏「女帝と直系皇位繼承」（『日本歴史』一九七一年二月号）は、この時期の女帝は、「天皇家自身の中に」あった「直系皇位繼承」への強い志向がもたらしたのだと説く。また、荒木敏夫氏『日本古代の皇太子』（一九八五年一〇月）は、

日並知（草壁）皇子——珂瑠皇子（文武）——首皇子（聖武）と続く血統を、皇位繼承の正統とする主張がうかがえる

と述べる。南部論文、荒木書の説く直系皇位繼承を実現させるのが聖武即位である。祥瑞に「皇位の繼承を安定せしめる役割」を見出す仮説を提示する東野論文の立場としては、首皇子立太子にも触れるべきではなからうか。「元明天皇の讓位以後」として線引きをし、特に「出瑞を前提として」はいない首皇子立太子を取り上げない処置には従えない。

このように、東野論文の、「元明天皇の讓位以後、即位を含めた皇嗣の決定が、常に出瑞を前提としている事実がある。」という仮説は、確固たるものとは言えないのではなからうか。

また、東野論文で祥瑞の例として挙げる「神馬」は「大瑞」（『延喜式』卷第二、治部省の条）であり、右の他には、『続日本紀』天平三年十二月二日条（甲斐国、神馬を獻る。黒き身にして、白き髪と尾とあり。）と、『同』天平十一年三月二十一日条（神馬は、青き身にして白き髪と尾とあり。）とに現われる。しかし、両例ともうしろに「皇嗣の

大伴家持の陸奥国出金詔書を賀く歌

決定」は存しない。これは、「神馬」が、当時重視されていた「大瑞」である（東野論文）だけに、東野論文の言う、出瑞と皇嗣の決定との結びつきを疑わしめるのではないか。

以上、鉄野論文が拠る東野論文について検討した。出金が改元につながることは確かだが、それが聖武讓位・孝謙即位につながるという保証は東野論文からは得られないのではないか。

もちろん、鉄野論文では、先に挙げたように、聖武の出家、元正太上天皇の崩御、家持の吉野行幸儲作歌制作といった論拠があげられている。しかし、これらのことがらも、聖武讓位・孝謙即位を推察できるものではあるが、それはあくまでも状況論のわくから出るものではない。当時の状況がそうであるからといって、当該歌もそう詠まれなければならないというわけでは、勿論ないわけだ。鉄野論にしても歌の表現の分析をないがしろにしているわけでは決してないが、やはり当該歌の表現の分析をとおして、導き出されてこなくてはならないだろう（後述の表現分析のところを参照）。

本論は、鉄野論文のように当該歌に聖武讓位・孝謙即位といった点を見出すのではなく、「我が大君」聖武天皇への讃美を見出しておくのが妥当であると考ええる。

三 長歌冒頭部 — スメロキをめぐつて —

ここまで、当該歌を論じて行くうえで大きな前提を確認するために、随分紙数を費やしたが、さっそく長歌冒頭部の検討に入りたい。

当該歌では、冒頭部において、「我が大君」聖武天皇にいたる皇統の来歴が語り起こされる。つまり、「葦原の瑞穂の国を 天降り 知らしめしける」という天孫降臨の記述が「皇祖の 神の命」に対しての修飾部となり、さらに、その「皇祖の 神の命」が「御代重ね 天の日継と 知らし来る」と歌われ、次の句の「君の御代御代」を修飾する構文になっている。

小野寛氏「家持の皇統讚美の表現——『あまのひつぎ』——」（『大伴家持研究』所収 初出一九七一年一月）は、武田祐吉氏「あまのひつぎ考 大伴家持の用語の一として」（『万葉』一四、一九五五年一月）が、「天の日継」を「家持独自の用語」であり「独自の思想」を表示するものであると指摘したのを承けて、「御代重ね 天の日継と 知らし来る 君の御代御代」の四句を「家持独自の皇統讚美表現」と位置づける。そして、この四句に、

天皇の統治される御代が絶えることなく代々受け継がれて続いて来たことを讃える意味を見出す。貴重な指摘であり、本論も、まずここに、このような皇統讚美の表現が布置されていることを確認しておきたい。

ところで、『考』には、

須賣呂伎能。神乃美許等能。瓊々杵尊を申奉るなり、

とあり、「皇祖の 神の命」を「ニニギ」と捉えている。こうした把握は近代になっても引き継がれており、たとえば、『新考』は、『古義』の説を批判するかたちで以下のように述べている。

古義に神ノミコト能以下四句を神ノミコトノ、天ノ日嗣ト、御代カサネ、シラシクルとおきかへて心得べしといへるは神ノミコトをシラシクルの主格と認めたるなれどシラシクルの主格はキミなれば更に神ノミコトを主格と

大伴家持の陸奥国出金詔書を賀く歌

は認むべからず。案ずるに能は欲の誤ならむ。さらばカミノミコトヨとよみてそのスメロギノ神ノミコトは瓊々杵尊の御事とすべし。キミは代々の天皇なり

やはり、ここにも、「皇祖の 神の命」^二「ニニギ」と捉えなくてはならないとする先入観が見うけられよう。そして、この問題は「スメロキ」をどう把握するのかという近年の問題とかわる。

「スメロキ」をめぐる論考として、小野寛氏「家持と陸奥国出金詔歌」（『大伴家持研究』所収。初出一九七一年二月）がある。小野論文は、『万葉考槻乃落葉^三之別記』の

皇祖より受継ませる大御位につきては、当代をも申事ある
という部分を参照して、

「すめろき」が当代の天皇について言う場合があるとしても、皇祖から継ぎ来たったその尋常ならざる「継承」の意をこめて用いていると考えてよい。それが「すめろき」と「おほきみ」との違いでなければならぬ。

とのべ、「スメロキ」をめぐる問題に先鞭をつけた。そして、この問題をめぐつての近年の論考として、参照しておかなくてはならないのは、周知の神野志隆光氏「天皇神格化表現をめぐって」（『柿本人麻呂研究』所収。初出一九九〇年）と、遠山一郎氏「天皇神話の到達点」（『天皇神話の形成と万葉集』所収。初出一九九四年二月）である。神野志論文は、

この一首の歌に、すめ呂伎といふ言、ふたつ、おほきみといふ言、五つ見えたり。当代天皇と、遠祖の天皇とを申せる分ち、いと明らか也。

という『万葉考槻乃落葉^三之別記』の記述を参照し、当該歌の「スメロキ」について、

二例の「すめろき」は、あとの例（第三九句。論者注）に明らかなように、「朕御世」に対して、「天地の神」と相並ぶところで「皇御祖の御霊」が位置せしめられるという関係において捉えられる。はじめの例（第五句。同）も、「すめろきの神のみことの御代」は、「しかれども吾大王の……」と対置される文脈であり、「すめろき」「神」↕「おほきみ」（「うつそ（せ）み」と解すべきことが明確であろう。

と述べる。一方の遠山論文は、

「すめろきの神のみことの御代」と「君の御代御代」とは、「御代」を共用しつつ、「重ね」を接点に、分ちがたく結び付けられている、と考えなければなるまい。「すめろきの神のみこと」は、格助詞「の」を派生して「君」に連なり、「天下り」した存在に、みずからを限定させない。「すめろきの神のみこと」を「御代御代」の「君」に融け込ませる表現が、実現されているように読める。

と述べ、さらに、

「すめろきの神のみこと」と「君」との関係は、「すめろきの神のみこと」が「君」を覆う関係であり、この逆ではない。

と述べている。二論文の対立は明らかだ。鉄野論文は、

当該歌のスメロキが、キミを覆い、皇統全体を包含していることは、遠山氏の説く通りであろう。神野志氏の言うように、長歌のスメロキと、「吾が大王」聖武とは、対置されている。しかし、その間は、遠山氏の言うように、「しらしくるきみの御代御代」によって、連結されているのだろう。現天皇聖武について、「かむながらおもほしめす」と歌われていることの意味は小さくない。そこでスメロキと聖武とが、「神」として連鎖されているからこ

そ、反歌において、聖武はスメロキに包摂されうると考えられるのである。

と、この対立する二つの論を止揚するかたちでまとめる。そしてさらに、

そうした皇統の表現においては、過去と現在とが連続相を持つ。当該歌冒頭部では、「……あまくだりしらしめしける……しらしくるきみの御代御代……」と、「吾が大王」聖武以前の過去が、現在と断ち切られていない形で歌われている。ただしその連続性は、「御代重ね」「君の御代御代」のように、過去の皇統が、複数の代によつて構成されることを強調することで表現されている。一つ一つの「きみの御代」の堆積が、始原から現在の時間全体を形成しているように歌うのである。

と述べ、

すべて過去の天皇は、「天の日嗣」として、降臨する神と同じスメロキであり、「吾が大王」もまた、その末端に連なることによつて神と扱われ、スメロキに包含される。皇統は、そのような同じ資格を持つキミの連鎖によつて、構成されている。遠山氏の説くところを敷衍して、この歌を特徴づける皇統観を、以上のように見ておくことが出来る。

とスメロキをめぐるこの問題に結論を出している。本論もこうした鉄野論の処置に従っておきたい。この節の最初に述べておいたように、「我が大君」聖武天皇にいたる皇統の来歴が綿密に語り起こされていると把握しておきたい。ところで、「スメロキ」をめぐる、鉄野論文は、

神野志氏は、吉井巖氏の指摘（『全注 卷第十五』三六八八歌条。論者注）を承けて、反歌のスメロキの、現在の天皇を含む用法が、皇祖への意識を中心として保ちつつ、第四期になって現われたものであることに触れている。

そのスメロキの拡張は、冒頭のスメロキが、明確に天から降臨した「神のみこと」を指す、という遠山氏の指摘する点と連動するものだろう。当該歌のスメロキは、時間を遡る方向にも、下る方向にも、人麻呂作歌のそれとは異なる広がりを持つているのである。（傍線論者）

とも述べている。しかし、ここには、どのように「連動」するのか、その内実が全く示されていない。どのように「連動」して「時間を」「下る方向にも」「広がりを持つている」のか、もつと詳しい説明がなくてはならないだろう。もちろん鉄野論文自体においては、反歌三首についての解釈の部分において、すでに、

第一首が現在の自己の感慨、第二首が大伴氏の始原以来の伝統、第三首が「すめろきの御代」の未来、という形で、時間を三分割し、その流れを強調しつつ、三首をもつて全体を覆っていることにまず注意しておきたい。

と述べていたことではあった。しかし、「すめろきの御代栄えむ」と推量の表現があることから、それを「未来」と捉え、そして「時間を」「下る方向にも」「広がりを持つている」と捉えてよいのだろうか。ここには、「スメロキ」の拡大解釈がある。鉄野論文のこの部分が、前節で確認したような「聖武讓位・孝謙即位」説の伏線となっていることは見易い。こうした「スメロキ」の拡大解釈は認められず、少々先取りする形で述べておくならば、反歌第三首の「すめろき」は、遠山論文が、

詔書を賀く歌第三反歌は、現天皇を祝う表現として成り立つ。
と指摘するように、捉えておくのが妥当であると考える。

四 長歌前半部 — 聖武天皇の描写 —

前の第三節で考察した部分のあとには「敷きませる 四方の国には 山川を 広み厚みと 奉る 御調宝は 数へ得ず 尽くしかねつ」が続く。その「四方の国」の「四方」の集中例は次のとおりである。

……我が大君 皇子の命の 天の下 知らしめしせば 春花の 貴くあらむと 望月の 満はしけむと 天の下
一云 食國 四方の人の 大船の 思ひ頼みて 天つ水 仰ぎて待つに……（二一六七 人麻呂「日並皇子挽歌」）
天皇の 敷きます国の 天の下 四方の道には 馬の爪 い尽す極み 舟舳の い果つるまでに……（四一二二 家持 雲歌）

……天の日継と 神ながら 我が大君の 天の下 治めたまへば もののふの 八十伴の男を 撫でたまひ 整へたまひ 食す国の 四方の人をも あぶさはず 恵みたまへば……（四二五四 家持「侍宴応詔予作歌」）
大君の 遠の朝廷と しらぬひ 筑紫の国は 敵まもる おさへの城ぞと 聞こし食す 四方の国には 人さばに 満ちてはあれど……（四三三一 家持「追ひて防人が悲別の心を痛みて作る歌」）

……見したまひ 明らめたまひ 敷きませる 難波の宮は 聞こし食す 四方の国より 奉る 御調の舟は……（四三六〇 家持「私かなる拙懷を陳ぶる歌」）

このように、「四方」は、天皇の統治や統治する空間（二六七歌では、皇子が天皇になってからの統治の空間）を示す表現（二重線部）とともに用いられている。このことから、当該の「四方の国」が、「スメロキ」としての「君の御代

御代」における統治の空間を示す言葉であることがわかる。そして、「我が大君」聖武天皇は、その君の御代御代につながる存在であるから、「四方の国」は、皇統の名において聖武天皇に引き継がれた統治の空間であることになる。その統治の空間の豊饒のさまが、「山川を 広み厚みと 奉る 御調宝は 数へ得ず 尽くしもかねつ」と表現され、讚美されているわけだが、この部分は、

奉ル御調宝ト云ハ、唯金ノミナカリシニ、其始テ出来ル事ヲホメ奉ラム為ナリ。

と、『代匠記』（精撰本）が指摘するように、次の出金を描き出す伏線と考えられよう。

さて、この部分の文脈理解として、『代匠記』（初稿本）が述べる、

以上は天地開闢以来よりをいひて、国家の豊饒なることをほめたてまつるなり。しかれともといふより下は、聖武天皇の蘆遮那仏の画像を造らせ給へることをいへり。

という指摘が適切だ。「……しかれども 我が大君の……」という文脈によつて、「スメロキ」の系譜に連なる天皇の中でも、「我が大君」聖武天皇が特筆される存在としてクローズアップされて来る。

「しかれども」以降「治めたまへば」までにおいて、まず、諸人をいざなつて「良き事」つまりは蘆舎那大仏建立を始めた積極的な行動を取る姿として、「我が大君」聖武天皇は描写される。次に、聖武天皇の二つの心中が描き出されるのだが、その描写に関連して、聖武天皇が「神ながら」と歌われることが特徴として取り上げられよう。

ところで、聖武天皇のその二つの心中思惟は、ひとつ目が「思ほ」すと言ひ表わされ、ふたつ目が「神ながら 思ほしめ」すと言ひ表わされている。いま、この表現の違いに注目したい。この二つの表現の間には、陸奥国で金が産出されたことと、「天地の 神相うづなひ 皇御祖の 御霊助けて 遠き代に かかりしことを 朕が御代に 顕はし

であれば 食す国は 栄えむもの」というふたつ目の心中の描写がある。このふたつ目の心中の描写は、『続日本紀』第十三詔の、

天に坐す神・地に坐す神の相うづなひ奉りさきはへ奉り、また天皇が御霊たちの恵び賜ひ撫で賜ふ事に依りて願し示し給ふ物に在るらしと念し召せば、

の部分に対応し、諸氏は、当該歌の作者家持がこの第十三詔の文言から表現を摂取したことを指摘する。しかし、本論は、対応する詔の部分だけを単に挙げるだけの指摘では十分でないと考える。第一節で述べておいたように、詔の文言を採り入れることによって当該歌が作品としてどう仕上っているか、ということに注目したい。この場合にそくしていえば、その文言を採り入れることによって「神ながら」がどう導き出されているのか、ということを考えたい。

「天地の 神相うづなひ」の「うづなふ」は、『時代別国語大辞典 上代編』が、

諾ナフ・誘ナフ・商ナフ・占ナフなどの語とその構成を等しくし、貴を活用させたもの。

と解説するように把握されよう。まず、その「天地の 神相うづなひ」によって、天の神・地の神こそつての聖武天皇への嘉賞と承認が得られたことが作品上で語られる。人麻呂「吉野讃歌」の山神・川の神の持統天皇に対する奉仕の描写（一三八、三九歌）がここに思い起こされる。次に、「皇御祖の 御霊助けて」によって、代々のスメロキの御霊による加護が語られる。「天地の神」の「天地」は空間的ひろがりを含み持ち、一方の「皇御祖の御霊」は、聖武にいたる神としての皇統の来歴という時間的ひろがりを含み持つ。すなわち、これらの表現によって、神々による聖武天皇に対する全面的な承認が作品上において語られている。そしてこのことによって、神としての聖武の姿が、作品上であぶり出されて来るのである。根拠を具体的に示すことによって、聖武天皇の神性を確認させようとしていると

捉えられよう。

さきに注目しておいたように、聖武の心中思惟についてそれを「思ほす」と言い表わす表現から、「神ながら思ほしめす」と言い表わす表現への変化があったわけだが、右に見た全面的な承認を得たうえでの「神ながら思ほしめす」なのであろう。このことによって、中心としての聖武が治める御代が、まさに「神の御代」としての像を結ぶことになる。こうした筆法は、人麻呂「吉野讃歌」の、

……山川も 依りて仕ふる 神の御代かも（一三八）

のような、持統の御代を「神の御代」とア priori に言うのとは異なるものだ。綿密に根拠を挙げて聖武の神性をあぶり出し、その神としての様相を確認させる、こうした当該家持歌の筆法は特筆されてよい。

さて、次には、そのようにして神としての像を結んだ聖武天皇の具体的かつ主体的行動が語られる。「もののふの八十伴の男を まつろへの 向けのまにまに 老人も 女童も しが願ふ 心足らひに 撫でたまひ 治めたまへば」がそれだ。

まず、「まつろへの向けのまにまに」は、早くに『仙覚抄』が、

マツロヘノトハシタカフルナリ

ムケトハタヒラクル也

と述べるように、天皇が臣下を服従させる意味とするのが正しいと思われる。『時代別』も、

まつろふ（勅下二）服従させる。奉仕させる。前項マツロフ（四段）に対する他動詞。

と説明する。四段の例であるが、集中例の、人麻呂「高市皇子挽歌」の壬申の乱の描写の部分の例、

大伴家持の陸奥国出金詔書を賀く歌

……不奉仕 国を治めと 皇子ながら 任したまへば……不奉仕 立ち向ひしも 露霜の 消なば消ぬべく……
(2一九九)

を参照すれば、その表記から、たしかに天皇に対しての奉仕の意味で使われていることがわかる。

『古事記』もまた参照しておこう。⁽³⁾ 仮名書きの例として、

(中巻 崇神天皇)

又、此の御世に、大毘古命は、高志道に遣し、其の子建沼河別命は、東の方の十二の道に遣して、令_レ和_ニ平_ニ其麻都漏波奴_{自麻下五}字_{以音}人等_一。

(中巻 景行天皇)

爾くして、天皇、亦、頻りに倭建命に詔はく、「東の方の十二の道の荒_ぶる神と、摩都楼波奴人等とを言_レ向_レけ和_レし平_レげよ」とのりたまひて、

があるが、その前後にある「荒_ぶる神」「言_レ向_レけ和_レし平_レげ」に注目すれば、同じように「荒_ぶる神」「言_レ向_レけ和_レし平_レげ」を持つてゐる次の、

(中巻 神武天皇)

故、如此言_レ向_レけ和_レし平_レげ_{夫疏二字}。退撥不伏之人等而、坐畝火之白禰原宮、治天下也。

(中巻 景行天皇)

小碓命者、平_レ東西之荒_ぶる神及不伏人等也。

(中巻 景行天皇)

幸于東国、悉言向和平山河荒神及不伏人等。

などの「不伏」も「マツロハヌ」で訓んでよからう。こうした「不伏」の表記から、「マツロフ」は、たしかに、天皇という王権に対して服従する意味を持つことが確認できよう。このような自動詞「マツロフ」の用例を見ると、他動詞「マツロフ」の名詞化した当該歌の「マツロヘ」に、「服従させる」という意味を見出してよいと考えられる。ところで、『窪田評釈』は、

「まつろへ」は、下二段活用 of 他動詞で、名詞形。天皇に服従奉仕させる意。「の」は、にしての意で、同意語を接続させる助詞。「むけ」は、他動詞で、名詞形。こちらへ向わしめるで、従わしめる意。従わしめているままに。これは本来は、背反している者の帰順しているままにの意であるが、転じて、天皇より見た廷臣の、日常の奉仕のさまをあらわす意にしたもの。

と述べている。「本来は、背反している者の帰順」という分析は正しい。しかし、「天皇より見た」というのは適切だろうか。ここは、天皇と「もののふの 八十伴の男」を第三者的に描くことができる位置から、「もののふの 八十伴の男」を服従させる天皇の明確な行為が描かれている。中心としての「我が大君」の、その中心を支えるべき「もののふの 八十伴の男」を服従させるという明確な行為が描写されているのだ。

次に、「老人も 女童も しが願ふ 心足らひに 撫でたまひ 治めたまへば」について考えてみよう。この「治めたまへば」について、『全注』は、

施しなど与えて取り計らう意として、第十三詔にしばしば見える。

と指摘する。こうした用例は、『統紀』宣命第四詔にも、

故、慶雲五年を改めて和銅元年として、御世の年号と定め賜ふ。是を以て、天下に慶の命詔りたまはく、冠位上げ賜ふべき人々を治め賜ふ。天下に大赦す。

と見え、「治めたまへば」をそのように捉える『全注』の指摘は妥当と言える。

ところで、『古義』は、

毛能乃布能と云より治賜婆と云まで十句は、金出し国郡の人を始めて、諸臣百官老若男女に至るまで、ほどくにつけて、物賜り位あげ給へるを云り、詔詞に、是以朕一人夜波貴大瑞乎受賜牟、天下共頂受賜利歡流自理可在等、神奈我良母念坐氏奈母、衆乎惠賜比治賜比、御代年号尔字加賜久止宣、とあるこれなり、

と述べる。しかし、当該歌の「もののふの 八十伴の男を まつろへの 向けのまにまに」の部分をも、恩賞が与えられたと解くのは従えない。『古義』が挙げるように、第十三詔には、

是を以て朕一人やは貴き大瑞を受け賜はらむ、天下と共に頂き受け賜はり歎ぶるし理に在るべしと、神ながら念し坐してなも、衆を恵び賜ひ治め賜ひ御代の年号に字加へ賜はくと宣りたまふ天皇が大命を、衆聞きたまへと宣る。

といった記述がある。しかし、そうあるからといって、当該歌の「もののふの 八十伴の男を まつろへの 向けのまにまに」をも、天皇が彼らたちに恩賞を与えたと解釈してよいということにはつながらないはずだ。ところが、こうした解釈は、現代の鉄野論文にも引き継がれてしまっている。鉄野論文のなかにも、

「八十伴雄」に褒賞が与えられ、果ては老人や女子供に至るまで「しが願ふ心だらひに」恩恵を受けた中で、大伴氏が「遠つ神祖」の名を「流さへる祖の子ども」として、特別の存在である、という長歌中盤の一連の叙述

といった記述が見られる。くりかえすが、第十三詔に右に見たようにあることを重視して当該歌もそのように解釈しなければならないと考えるのは妥当とは言えないし、もし、そう解釈してしまうのなら、それは、曲解なのではなからうか。後述のことからではあるが、当該歌の伴氏と佐伯氏の宣言し続けた言立て、「人の子は 祖の名絶たず 大君に まつろふもの」の「まつろふ」と、この部分の「まつろへ」は対応する。服従させる側の天皇の「まつろへ」という行為と、服従する側の「まつろふ」行為が対応する、この構図を見のがしてはならないと思う。また、あくまでも作品の表現が示すものから離れてはならないと考える。

当該歌では、この一連の表現によって、「我が大君」聖武天皇による全体的・理想的な統治の行為が描かれているのではない。つまり、ここで取り上げられるのは、「もののふの 八十伴の男」「老人」「女」「子供」であり、それぞれ重ならない。これらは、第十三詔にいうところでは「天下」「衆」に相当し、統治の全体にわたっていることが示されている。そして、服従させるべき「もののふの 八十伴の男」を「まつろへ」の「向け」というように、十分に服従させるさまが描かれている。また、慈しむべき「老人」や「女」や「童」を「しが願ふ 心足らひに」十分に慰撫し、施しなどを与えて取り計らうさまが描かれている。服従させるべきものは服従させ、慈しむべきは慈むという理想的な統治が描かれていると言えよう。ここに、聖武天皇のまつたき統治が描かれている。

こうした描写を受けて、次に「ここをしも あやに貴み 嬉しけく いよよ思ひて」が続く。これは、これまでの叙述を「ここをしも」と受けることで、以降の「言立て」をめぐる部分への橋渡しの役割を果たしている。先ほども述べたが、ここまでは、天皇・もののふの八十伴の男のことを第三者的に描いていた。しかし、ここからは、「いよよ思ひて」に見て取れるように、主体的な描写へと変ってゆくと見えよう（具体的には第一〇一句で「我れ」が

示される)。こうした点にも橋渡しの様相を見ることが出来る。

ところで、その橋渡しの仕方を把握するに際し、雑音が入ってはいけなない。たとえば、『全釈』は、「嬉しけくいよよ思ひて」に対して、

愈々嬉しく思つて。ここは詔詞中に大伴・佐伯両氏のことを褒め給うたので、それに欣喜抃舞して、大伴氏祖先の勲功と家訓とを述べるのである。

と述べている。たしかに、第十三詔を参照すれば、生身の作家大伴家持にとって、当該歌制作の直接の動機としては、『全釈』が指摘するようなことがあつたと容易に想像できる。しかし、当該歌の表現をあくまでも離れてはならぬいのではないだろうか。作品上では、描き出された中心としての天皇のまつたき統治に対して「嬉しけくいよよ思」つたと語られている。全体的・理想的な統治を行なう天皇だからこそ、服従する側もさらなる言立てをして付き従う、こうした構成を把握しておくべきだろう。

五 長歌後半部 —— 言立てをめぐって ——

さて、ここからは、まず、いま考察した「ここをしも あやに貴み 嬉しけく いよよ思ひて」以降の構文を理解し、そのうえで、「言立て」のありかたについて考察することにした。その考察をおして、全体にわたる構成についての理解が深まるものと考ええる。

まずは、当該歌の構文を大きく把握するうえでの有効な指摘を、『新考』がおこなっているので、それを掲げる。

ウレシケクイヨオモヒテは下なる伊夜多弓オモヒシマサルと照応せるなり。辞を換へて云はば大トモノより人ハアラジトまでの四十句は家持の所懐なり

この『新考』の指摘は、妥当な構文理解と判断される。ただし、『新考』には、古義に

等伊夜多弓はト弥立にて上に異立といへるを授いていよいよそを立るよしなり

といへれど上なるコトダテはコトダテニの略にてコトダテニ云々とイヒツゲルと照応せるなればこゝに至りて更にそを受くべきにあらず。おそらくはイヤタ弓はイヤタ家久の誤脱ならむ。そのイヤタケクオモヒシマサルは上なるウレシケクイヨオモヒテと呼応せるなり。ウレシケクイヨオモヒテ云々トイヤ猛クオモヒシマサルと中間を略して見なばたやすく心得らるべし。オモヒシマサルはオモヒゾマサルと心得べし

という記述もある。ここには、『古義』の「言立て」が指し示す部分を取り違えるという誤読があり、また、「イヤタ弓はイヤタ家久の誤脱ならむ」という安易な処置もあり、これらの点に従うことはできない。しかし、「ウレシケクイヨオモヒテ云々トイヤ猛クオモヒシマサルと中間を略して見なばたやすく心得らるべし。」という、大きな構文理解には、やはり聞くべきものがあるう。『全釈』も「嬉しけくいよよ思ひて」の部分についての注で、

なほこの句から遙かに句を距てて、伊夜多弓於毛比之麻左流に続いてゐる。

という理解を示している。本論もこうした構文理解の立場に立ちたい。

次に、「いや立て 思ひし増さる」の「立て」が何を表わすかについては、『略解』の、いやたては、上にことだてと言ふを受く、

大伴家持の陸奥国出金詔書を賀く歌

という指摘を参照すれば、「立て」は、当該歌の中にあるふたつの「言立て」を受けるものと理解される。つまり、「いや立て」は、「我れ」によるさらなる「言立て」を表わすことになる。そして、その「言立て」の内容は、「大伴の遠つ神祖の」から「我れをおきて また人はあらじ」までとなる。

では、この大きな「言立て」のなかの構文はどうなっているのか。

当該歌の構文を理解するうえでも、鉄野論文の教えてくれるところは非常に大きい。しばらく、鉄野論文に導かれながら検討を進めよう。その便宜上、鉄野論文の示す構文理解を、鉄野論文が用いている記号等をそのままに掲げておく。

I ここをしも あやにたふとみ うれしけく いやよおもひて II 大伴の 遠つ神祖の 其の名をば 大来目主と
おひもちて つかへし官 III 海行かば みづく屍 山行かば 草むす屍 大皇の へにこそ死なめ かへり見は
せじとことだて 大夫の きよき彼の名を いにしへよ いまのをつつに ながさへる おやの子どもそ 大伴と
佐伯の氏は IV 人の祖の 立つる辞立 人の子は 祖の名絶たず 大君に まつろふものと いひつげる この
つかさそ V 梓弓 手にとりもちて 劔大刀 こしにとりはき あさまより ゆふのまもりに 大王のみ門のまも
り VI われをおきて ひとあらじと いやたて おもひしまさる

鉄野論文は、傍線で示したIIとIIIの關係に注目する。『全集』の、

このツカサは、役職・職掌の意。これに対する述語は、「……流さへる祖の子どもそ」

という把握を取り上げ、これを、

II全体がIII全体の主語となる、という把握であることがわかる。

とまとめ、「通説」と認定する。そして、この「通説」の持つ、

IIとIIIを主従関係とすれば、「職柄が……伝えてきた家の子孫なのだ」ということになってしまうという点に注目し、

それぞれ「ツカサ」と「ウヂ」の語。論者注の概念を曖昧にするような主述関係を想定することは、問題があるのではないだろうか。

と批判を加える。こうした批判をもとにして、波線部「大伴と佐伯の氏は」の後ろを文脈の切れ目とする『大系』『私注』の見解を取り入れ、

即ちこの二句が、倒置されて、III「……祖の子どもそ」の主語になっていると見るのである。これによれば、通説のように、無理のある二つの主述関係を認めずに済む。

とする。本論も別の観点からではあるが、「大伴と佐伯の氏は」を倒置と捉えることにする（後述）。

緻密に構文理解を進め導かれるところの大きい鉄野論文ではあるが、いくつかの問題点を含み持っている。ひとつに、これは、鉄野論文自体が引用する、中西進氏『万葉集』（講談社文庫版）の注の、

「官」とはほとんど氏と同内容のことばで、氏世襲の官職をいう

とする指摘である。また、これも鉄野論文自体が述べているのだが、

確かに令制以前において、ツカサがそれぞれ特定のウヂによって管掌される体制があり、家持の歌うところは、

かかる体制に則っている

ということがらは、ツカサⅡウヂと見ることを避けることから組み立てられている鉄野論文を、やはり、その骨組みから揺さぶることになりはしないか。ふたつに、鉄野論文は、以降の部分の構文について、

そのⅡの「仕へし官」を、更にⅣの「ことのつかさ」が承けるのだらう。そのⅣも、Ⅱと同様、内部に主語を持たない。ⅡとⅣは、その単独では不安定な形を、互いに支え合っていると見るのが、最も穏当と思われる。Ⅲを挿んで、二つのツカサの喚体句が照応し合うのである。

という把握を示しているのだが、この把握自体が非常に危うさを含んでいるのではないだろうか。本論は、そもそも、鉄野論文のように「Ⅲ」の部分のみでひとまとまりにしようとしてしまうこと自体に問題があると考えてる。

ここで、本論の構文理解を図示しておこう。

ここをしも あやに貴み 嬉しけく いよよ思ひて

①大伴の 遠つ 神祖の その名をば 大来自主と 負ひ持ちて 仕へし官 『海行かば 水漬く屍 山行かば 草生す屍 大君の 辺にこそ死なめ 顧みは せじ』と言立て ますらをの 清きその名を 古よ 今の つつに 流さへる 祖の子どもぞ 大伴と 佐伯の氏は

②（大伴と 佐伯の氏は） 人の祖の 立つる言立て 『人の子は 祖の名絶たず 大君に まつろふもの』と 言ひ継げる 言の官ぞ

③梓弓 手に取り持ちて 剣大刀 腰に取り佩き 朝守り 夕の守りに 大君の 御門の守り 我れをおきて

また人はあらじ」

と い・や・立て 思ひし増さる

以降、本論なりの構文理解をすすめながら、検討していきたい。

まずは構文を巨視的に捉えることから始めよう。①の最初に「大伴の 遠つ 神祖」とあり、②の最初に「人の祖」とある。このふたつの表現の違いに着目したい。

集中の「神祖」を調べると、当該の長歌四〇九四と反歌四〇九六のみとなる。当該歌において、祖先を「神祖」と言い表わしていることの意味を問わなければならない。研究史において、はやくにこの「神祖」に注釈を加えていたのが、契沖である。『代匠記』（初稿本）は、その「大伴の遠つ神祖」についての注で、『日本書紀』（神代下一書）、『古語拾遺』、『新撰姓氏録』（左京神別中）の記述を列挙する。いま、その導きに従ってそれぞれを掲げてみよう。

『日本書紀』（神代下第九段一書第四）⁽⁴⁾

高皇產靈尊、真床覆衾を以ちて、天津彦国光彦火瓊瓊杵尊に裏せまつり、則ち天磐戸を引開け、天八重雲を排分けて、降し奉る。時に大伴連が遠祖天忍日命、来目部が遠祖天穗津大来目を帥ゐ、背には天磐輶を負ひ、臂には稜威の高柄を著け、手には天柁弓・天羽羽矢を捉り、及八目鳴鏑を副持ち、又頭槌剣を帯きて、天孫の前に立つ。遊行き降来り、日向の襲の高千穂の穗日の二上峰の天浮橋に到りて、浮渚在之平地に立たし、簀穴の空国を頓丘より覓国ぎ行去り、吾田の長屋の笠狭の御碕に到ります。

『古語拾遺』

大伴家持の陸奥国出金詔書を賀く歌

復て大物主神に勅らく、八十万神を領め、永に皇孫の奉護たれ。仍て大伴の遠祖天忍日命、来目部の遠祖天津大来目を帥めて、仗を帯び、前驅せしむ。

『新撰姓氏錄』(左京神別中)⁽⁶⁾

大伴宿禰

高皇產靈尊五世孫天押日命之後也。初天孫彥火瓊々杵尊神駕之降也。天押日命。大来目部立於御前。降乎日向高千穗峯。然後以大来目部。為天鞞部。鞞負之号起於此也。雄略天皇御世。以入部鞞負賜大連公。奏曰。衛門開闔之務。於職已重。若有ニ一身難堪。望与ニ愚兒語。相伴奉衛左右。勅依奏。是大伴佐伯二氏。掌左右開闔之縁也。

『代匠記』には挙げられていないが、『古事記』上巻の天孫降臨を語る部分にも大伴氏の遠祖についての記述が見られる。これも参照する例に加えておく。

故尔くして、天津日子番能迹々芸命に詔ひて、天の石位を離れ、天の八重のたな雲を押し分けて、いつのちわきちわきて、天の浮橋に、うきじまり、そりたたして、竺紫の日向の高千穗の久士布流多氣に天降り坐しき。故尔くして、天忍日命・天津久米命の二人、天の石鞞を取り負ひ、頭椎の大刀を取り佩き、天のはじ弓を取り持ち、天の真鹿兎矢を手挟み、御前に立ちて仕へ奉りき。故、其の天忍日命、此は、大伴連等が祖ぞ。天津久米命、此は、久米直等が祖ぞ。

契沖が「大伴の遠つ神祖」についての注解で、右のような記事を引いたのは、天孫降臨に際してニギに付き従つた「神」としての相を、大伴氏の遠い祖先の中に見出したからであろう。また、『窪田評釈』は、

「神」を添えているのは、遠祖に神性を認めてのもの。

と指摘している。正鵠を射た指摘であろう。そして、これを時間の観点で考えるならば、①の冒頭部には、二ニギの天孫降臨に付き従うという神の代の時間が存在することになるう。

一方の②の「人の祖」の方はどうか。たとえば『古義』は、

人祖は、たゞ祖にて、祖先なり、凡て古へは、たゞ祖を、人之祖、たゞ子を人之子と云ることあり、と述べ、『総釈』も、

人のは軽く添えた詞。次の「人の子」のそれも同じ。

と述べる。ともに「人の」に特に意味を見出そうとはしていない。しかし、鉄野論文は、注において、

従来、「人ノは習慣的に冠したもの。意味はない。」（全集）とされているが、不十分である。

と述べ、②の部分の「人の祖」と「人の子」について言及し、

「人の祖」「人の子」という対は、この叙述が、主として神に対する人の世界に関わることを示しているだろう。

（傍線論者）

と指摘した。この指摘は鋭いのではないか。全体の構成を緻密に検討している鉄野論文のこうした処置を、本論も取り入れようと思う。「人の祖」「人の子」は、先に検討した「神祖」と照応する。「神祖」が表わす「神の代」という時間に対して、「人の代」という時間を表わしていると把握されよう。

こうした「神の代」「人の代」という概念について、伊藤益氏『ことばと時間 古代日本人の思想』（一九九〇年四月）は教えるところが大きい。伊藤書は、巻十三に収められている人麻呂歌集歌三二五三の「葦原の 瑞穂の国は 神

ながら「言挙せぬ国」と、その反歌である三二五四歌の「磯城島の 大和の国は 言霊の 助くる国ぞ」とを比較することをおして、

二つの日本国をどのように規定することは、神代から人代（わけても、人麻呂たちの「今」）へと至る時代の推移を、言挙を不要とする状況からそれが必要とする状況への移行として理解することにほかならない。（傍線論者）と指摘している（第四章「言霊論」）。伊藤書は、人麻呂のなかに、現在を「人の代」と自覚したうえで「神の代」に対する視座があつたことを教えてくれているわけだが、人麻呂のなかにあつたそうした視座を、家持の当該作品のなかにも見出せるのではなからうか。

さて、このような検討を経て、①から②にかけて、「神の代」から「人の代」へという時間の大きな流れがあることを、あらためて確認しておきたい。当然、③の部分に示される新たな言立ても、現在という「人の代」における言立てもということになる。

当該歌の構図をこのように大きく掘んでおいたうえで、次には、構文を細かく見てゆくことにしたい。

①の冒頭部分、「大伴の遠つ神祖」が「大来目主」という名前を持つていたと語られていることについては、大伴氏の遠祖が来目部を従えて二ニギの天孫降臨に付き従つたと語られる前掲の『日本書紀』（神代下一書第四）や『新撰姓氏録』（左京神別中）の記述を参照することで理解が届く。そして、その大伴氏の遠祖が「神祖」と表わされていることについて、それが二ニギの天孫降臨に付き従つた神と捉えられているからだということをすでに確認した。ということは、「大伴の遠つ神祖」と、その名を大来目主と負ひ持つて「仕へし官」とは、同値であることになろう。よつて、「仕へし官」の「官」は、「通説」のような「役職」という意味ではなく、「官人」（ただし神の代なので仕えた神とで

もいふべきか」という意味になるのではないか。すなわち、この冒頭部分は、「大伴の遠つ神祖」と「その名をば大来目主と 負ひ持ちて 仕へし官」とが同格の「の」によつて結び付けられて主語に立っていると理解できるであろう。問題は、その主語を承ける述語にあたるものがどこかということだ。鉄野論文は、「通説」のようでは、

「職柄が……伝えてきた家の子孫なのだ」ということになつてしまふ

という点に問題があると述べていた。たしかに、その主述の關係はおかしい。しかし、問題は、もつと別のところにあるのではなからうか。つまり、作品上の時間の問題である。

繰返しになるが、「大来目主」という名を持った「大伴の遠つ神祖」は「神の代」の存在として語られていることを忘れてはならない。「仕へし官」（原文「都加倍之官」）という過去の表現もそれを示して矛盾しない。そうした「神の代」においてなされた「言立て」が『海行かば……顧みはせじ』であり、その「言立て」の直後には、「古よ 今のをつつに」という大きな時間の幅が存在する。

先程確認したように、当該歌には、「神の代」から「人の代」へという時間の大きな流れが底流する。「古よ 今のをつつに」という時間の流れは、その構文全体の時間の流れを、より具体的に形作るのに機能している。「古」とは、この場合、「神祖」のいた「神の代」と同値であり、「今のをつつ」とは、まさに作品上の現在を表わす。つまり、「今のをつつに流さへる祖の子どもぞ」とは、「祖」（「神祖」を指す）の現在の子孫であるぞ、となる。

「神の代」の存在の主語に、「人の代」の述語は対応しましい。上記の主語に対応する述語は、神の代に属するところのものと考えなければならぬだろう。この点から、述語にあたるのは二重傍線部の「言立て」とするのが妥当だと考える。また、「人の代」の存在である「今のをつつに流さへる祖の子ども」も、「人の代」に属する主語を求めるこ

大伴家持の陸奥国出金詔書を賀く歌

とになるのではないか。

本論はこうした観点から、「大伴と 佐伯の氏は」を倒置と捉え、その主語とすることにする。

ここで、先程もあげた『新撰姓氏録』（左京神別中）の記事を、今度は佐伯氏の部分まで含めて、あらためて掲げよう。そこには、

大伴宿祢

高皇產靈尊五世孫天押日命之後也。初天孫彥火瓊々杵尊神駕之降也。天押日命。大来目部立於御前。降乎日向高千穗峯。然後以大来目部。為天鞞部。鞞負之号起於此也。雄略天皇御世。以入部鞞負賜大連公。奏曰。衛門開闔之務。於職已重。若有_レ一身難堪。望与_レ愚兒語。相伴奉_レ衛左右。勅依奏。是大伴佐伯氏。掌_レ左右開闔之縁也。

佐伯宿祢

大伴宿祢同祖。道臣命七世孫室屋大連公之後也。

とある。これを見ると、佐伯氏が雄略朝以後という「人の代」になって大伴氏から出た氏族であることがわかる。当該歌の右の構文は、こうした氏族の系譜の理解に符合する。すなわち、当該歌は、「遠つ神祖」としては大伴氏であるが、その祖の名を現在まで伝えている「祖の子ども」として「大伴と佐伯の氏」があるという構成になっている。大伴の遠つ神祖の「神の代」から「人の代」までの時の経過が、「ますらをの 清きその名を 古よ 今のをつつに 流し続けたと歌うことによって、自然に描かれ、「人の代」の者たちとして「大伴と佐伯の氏」が取り出されてくるのである。

①の部分の構文を以上のように捉えたい。

第十三詔では、

また、大伴・佐伯宿祢は、常も云はく、天皇が朝守り仕へ奉る、事顧みなき人等にあれば、汝たちの祖どもの云ひ来らく、「海行かば みづく屍、山行かば 草むす屍、王のへにこそ死なめ、のどには死なじ」と、云ひ来る人等とも聞こし召す。

とあり、「海行かば みづく屍……のどには死なじ」と宣言し続けたのが大伴氏と佐伯氏の祖先であるとしている。本論のように捉えれば、当該歌において『海行かば……』と言立てた「神祖」の子孫が「大伴と佐伯の氏」というはこびになり、右の第十三詔の叙述と結果的に矛盾しない。

次に、②の部分の考察に移りたい。

さきの①のなかで、すでに作品上の現在「今」が示されていた。この②の部分でもその作品上の現在は「言ひ継げる」という表現のなかに見うけられる。この②は、その①で取り出された、「大伴と佐伯の氏」のありようを、「人の代」における「言立て」を取り込むことによって捉え直すことを眼目にしているのではなからうか。

まずは、「立つる言立て」と「言ひ継げる言の官ぞ」への目配りをおこう。『注釈』は、「立つる言立て」について、

立てし言立の意。

という解釈を示し、過去のことがらとして処理しようとする。しかし、ここは、そのように単純に過去ととるべきではなからう。鉄野論文が、

「人の祖の立つる辞立」と時制を含まずに語られている。それは、「辞立」を立てることが、ウヂの世代交代に従つて、現在まで幾度となく反復されてきた動作であるためではないか。

と妥当な解釈を示すように、この「立つる」によつて、『人の子は祖の名絶たず大君にまつるふもの』という言立てが繰返し宣言されて来たことが表わされるしくみになつてゐる。そして、この言立てが繰返し宣言されて来たことが強調されるしくみは、「言ひ継げる」にも見出される。「言ひ継ぐ」に完了・存続の「り」がつくことにより、現在の「大伴と佐伯の氏」のありようが「言の官」であると捉え直されているのだ。

では、大伴氏と佐伯氏によつて宣言し続けられた言立てはどのようなものとして示されているのか。まずは、祖の名を絶たないことが言われる。次に、「大君にまつるふもの」というように、大君に服従することの宣言がある。すでに先取りする形で述べておいたのだが、この「まつるふ」は服従する側の言葉として、「我が大君」聖武天皇の行爲である「まつろへ」と対応しよう。長歌前半部において、聖武天皇のまつたき統治の行爲が語られたわけだが、それに対応させるために、大伴氏と佐伯氏によつて宣言され続けて来た服属の言立てが、この四〇句にも及ぶ大きな言立ての中に採り入れられたものと判断される。そして、「ウヂの世代交代に従つて、現在まで幾度となく反復されてきた」（鉄野論文）その言立てを、当該歌の中に取り入れることにより、「まつるふ」ことつまり天皇への服属が、このたびにも再び宣言されることになる。

このように、当該歌は、今までの言立てを取り込むことによつて構成されているのだが、それらの言立てに付け加えた最も新しい部分が③である。「我れをおきて」というように、このさらなる言立ての主体「我れ」が明示される。そして、「人の代」の「人」である「我れ」によつて、門号氏族（前掲『新撰姓氏録』左京神別中、佐伯有清氏「宮城

十二門号と古代天皇近侍氏族」『新撰姓氏録の研究 研究篇』所収、一九六三年四月、参照）としての「天皇の御門の守り」という天皇の身辺警護の職務が宣言される。

さて、以上、四〇句の言立てを構文に注意することをおして考察して来た。当該歌においてなされた、この新たな言立ては、過去の言立てを取り入れる形で重層的な言立てに仕上つていると言えよう。「神の代」における「海行かば 水漬く屍 山行かば 草生す屍 大君の 辺にこそ死なめ 顧みは せじ」という言立て、「人の代」における「人の子は 祖の名絶たず 大君に まつろふもの」という言立て、そして、その流れの末尾に位置づけられる「我れ」による③の部分の言立てによって構成されている。この重層によって、「神祖」以来「我れ」に至るまで、常に大君の身辺にあつて、大君に服従するという変らぬ立場が、作品上で標榜されているのではないか。

六 反歌について

さて、次に、今まで見てきた長歌に付けられた反歌三首について考察しよう。あらためて三首を挙げておく。

ますらをの 心思ほゆ 大君の 御言の幸を一に云ふ の 聞けば貴み一に云ふ 貴くしあれば（四〇九五）

大伴の 遠つ神祖 の 奥つ城は 著く標立て 人の知るべく（四〇九六）

天皇の 御代栄えむと 東なる 陸奥山に 金花咲く（四〇九七）

この三首の構成について、『全注』（伊藤博氏担当）の見解をまず参照しよう。『全注』は、

反歌は、長歌の叙述の次第を順次遡るように仕組まれている。長歌は、葦原の瑞穂の国のこと、聖武天皇と黄金出金のこと、大伴家の由来のこと、家持の感慨というように、画像が大（公）から小（私）へと絞られるようになっていくから、それを正反対に遡ってゆく反歌は、当然、小（私）から大（公）へと拡大してゆくわけで、それだけ反歌第三首の結びとしての迫力が強化されることになる。全体きわめてよく考えられた構成で、このように見えてくると、家持がこの反歌に、ことさら「反歌三首」と記した意図が知られるように思う。

と指摘する。この指摘は、研究史において、反歌三首のなかの構成と、長歌と反歌との構成を説くものとして、大変貴重なものである。その貴重な指摘に導かれながら、本論は、別の角度から反歌の叙述のありようを捉え直すことに努めたい。

長歌の末尾で「大君の 御言の幸の 聞けば貴み」（本文系統）と歌われているところに明瞭なかたちで示されているように、この作品上の現在は、聖武天皇の詔を聞く時点となっている（すでに長歌の後半で「今」というかたちにおいても示されていた）。反歌三首も、そうした作品としての現在の時点で歌われているとしてよいであろう。また、その叙述の主体についても、長歌末尾において現われていた「我れ」と同じと考えて問題なからう。反歌三首は、「今」の「我れ」による歌であるということを、まずは確認しておきたい。

ところで、反歌第一首四〇九五の三句以降の本文系統は「大君の 御言の幸を 聞けば貴み」となっていて、長歌末尾の本文系統「大君の 御言の幸の 聞けば貴み」との間に異なりを見せている。『釈注』は、この変化について、「を」の方が「の」より対象語への意識が表立つと見て、長歌の末尾をまとめる反歌では変化を持たせるためにこ

のように修正したものと見られる。

と述べる。長歌と反歌四〇九五の叙述のこの違いは、「聞く」行為の軽重にも関わるのではないか。つまり、反歌の方で「聞く」行為がより強められる。そして、これは、当然、「聞く」主体のありようにも反映しよう。詔を聞く主体「我れ」の現われ方が長歌よりも四〇九五歌において、より鮮明になっていると捉えられる。

では、その「我れ」によつて四〇九五歌はどう歌われるのか。

四〇九五歌の初二句には、「ますらをの心思ほゆ」とある。当該の反歌三首に構成が施されていることは、右の『全注』を見て明らかであり、この「ますらをの心思ほゆ」も不用意に配置されているとは思われない。当該歌において「ますらを」という言葉は、長歌の「ますらをの清きその名」をめぐつての部分に現われており、その「ますらをの清きその名」は、「古よ今をつつ」という時間の流れの中で、伝えられ続けて来たものとして描かれていた。さきほども確認したように、反歌四〇九五は、現在の時点から歌われているのであるから、この「ますらをの心思ほゆ」は、「古よ今をつつ」という時間の流れを、今度は逆に、始源へと向かつて遡るという志向にもとづいていることになる。そして、この志向は、作品上の「今」の存在である「我れ」によつてなされているということをあらためて確認しておきたい。このような、現在の時点での始源への志向は、次の四〇九六歌において、よりはっきりした形で見出すことができる。

四〇九六歌では、「大伴の 遠つ神祖の 奥つ城は 著く標立て」と歌われていることが特徴としてあるわけだが、この表現について、はやくに『代匠記』（初稿本）が、

汝多知祖止母云来久とある宣命の詞によりてかくはよめるなるへし

と述べ、宣命第十三詔との関連を説いた。以降の諸注が説くように、第十三詔には、

御世御世に当りて天下奏し賜ひ、国家護り仕へ奉る事の勝れたる臣たちの侍る所には表を置きて、天地と共に人に侮しめず、穢さしめず治め賜へと宣りたまふ大命を、衆聞きたまへと宣る。

という記述があり、この記述をふまえての表現であることがわかる。しかし、ただ単にふまえるという指摘だけでは十分であるとは言えないのではないか。詔の記述をふまえつつ、そして、ふまえながらも、当該歌では当該歌なりになんという表現をとっているか、また、詔の記述をふまえて当該歌に歌い込むことによって何が果たされているか、これらが問題にされなければならないと考える。

この四〇九六歌について、『全註釈』は、

祖先を崇敬してその跡を継ぐとする思想が歌われている。

と述べているが、その祖先への「崇敬」は、この四〇九六歌において、「大伴の遠つ神祖」という表現によって表わされている。ここは、先の四〇九五歌においては「ますらをの心思ほゆ」というように漠然と志向されていた始源が、この四〇九六歌においては「遠つ神祖」というかたちで具体的な像を結んでくると捉えられよう。

また、この反歌四〇九六の「大伴の遠つ神祖」は、長歌につづいてふたたび取り上げられているわけだが、このことによって、「我れ」が、スメロキの系譜と常に共にあった、「神祖」以来の大伴氏の系譜の末端に位置づけられることがふたたび示されるわけであり、長歌にあった「我れをおきて また人はあらじ」という言辞に根拠が与えられることになると捉えられよう。

ここで、四〇九六歌の結句「人の知るべく」にも注意の目を向けておこう。この四〇九六歌が長歌の反歌であり、

この作品全体が、『全注』が指摘するような構成に裏打ちされていることを考え合わせれば、結句の「人の知るべく」の「人」も、ただ意味なくここに置かれているとは言えないだろう。

「人」という表現は、この作品のなかで、長歌の「人の祖」「人の子」において現われていた。この四〇九六歌の結句「人の知るべく」の「人」は、その長歌の「人の祖」「人の子」と照応するのであろう。鉄野論文が、長歌において、「人の祖」「人の子」という対は、この叙述が、主として神に対する人の世界に関わることを示しているだろう。

と指摘していたことを、もう一度思い起こしたい。この「人の知るべく」の「人」は、「人の代」であるところの現在の人々という意味になる。右に見た、初・二句の「大伴の遠つ神祖」と対置されていると捉えられるわけだが、現在が「人の代」であることを、作品上であらためて印象づけることになる。

このように、この四〇九六歌において、四〇九五において示されていた始源が「遠つ神祖」をいう形で具体化されるわけだが、作品上の現在も、「人の代」であることが明らかに示されると言えよう。そして、「我れ」が人の代の人である自覚に支えられて、反歌四〇九五、四〇九六歌は歌われていると捉えられよう。

さて、そうした、人の代の「我れ」による皇統讚美の歌が、この作品の最後に位置づけられる四〇九七歌である。

『全注』の指摘のように、「東なる 陸奥山に 金花咲く」は、長歌の前半部の叙述を受けてのものである。長歌の前半部で「我が大君」聖武天皇の神としての姿とそのまま続いた統治が描かれ、後半部では、それを支え続ける臣下の側の大伴氏の来歴が描かれていたわけだが、そうした長歌の構成に照応するように、四〇九五・四〇九六歌で大伴氏の始源への志向が歌われるのに対して、四〇九七歌では「我が大君」聖武天皇についての讚美が述べられていると考えてよいだろう。遠山論文は、

「遠き代に かかりしことを 我が御代に 顕はしてあれば 食す国は 栄えむもの」という表現が、長歌中に置かれている。「栄えむ」という表現が、「食す国」を介して、「我が御代」の状態を語っており、第三反歌冒頭の「すめろきの御代栄えむ」が、長歌中の「我が御代」の繁栄を言い換えている、と確かめられる。

と述べ、長歌と反歌の関連の的確な把握を示している。長歌中の聖武天皇自身の予祝の部分に対応して、「我が大君」聖武天皇の御代の讚美が、「我れ」によって、反歌四〇九七において歌われていると考えてよいだろう。

この点を考え合わせれば、「すめろきの御代栄えむ」の「すめろき」の指す内容について、遠山論文が、スメロキがキミを覆う関係によって、……詔書を賀く歌第三反歌は、現天皇を祝う表現として成り立つ。

と指摘することの妥当性が保証される。つまり、この四〇九七歌では、スメロキ、すなわち神である「我が大君」聖武天皇の御代の繁栄が歌われていると捉えられる。そして、こうした検討を経て、聖武天皇がスメロキと呼ばれていることをあらためて問題にしないでならないだろう。長歌において、神としての聖武の姿が作品上であぶり出され、聖武の神性が確認されていたわけだが、それをふまえて、「すめろきの御代」と捉え直したのである。天孫降臨以来脈々と引き継がれて来た「天の日嗣ぎ」としてのスメロキの系譜に聖武が加えられたことがここで宣言される。そのスメロキに対する讚美がこの四〇九七歌なのである。

ここまで述べて、あらためて反歌三首のつながりをたどっておこう。右に見たように、第三の反歌四〇九七において、聖武の御代がスメロキの御代として讚美されるわけだが、その讚美をなすのは、作品上の「我れ」である。その「我れ」に、スメロキの皇統を讚美するだけの資格を与えるためにあるのが、四〇九五・四〇九六歌である。四〇九五・四〇九六歌をとおして始源を辿りなおし、スメロキの系譜と常に共にあった「我れ」の系譜を作品上において示すの

だ。反歌三首の關係をこのように捉えておきたい。

七 まとめ — 人の代における新たな言立て —

いま右に考察した四〇九七歌で、現在が「すめろきの御代」すなわち「神の御代」と歌われていることに、あらためて注目しなければならない。詔を「聞く」現在の存在、すなわち人の代の存在の「我れ」によつて、四〇九五・四〇九六歌は歌われていたのだが、そこでは、現在は人の代として述べられていた。当然「我れ」も人の代の存在となる。しかし、この四〇九七歌では、現在が「スメロキの御代」すなわち神の御代であると、その「人の代」の現在の「我れ」によつて歌われている。このねじれはどう解釈したらよいのだろうか。

鉄野論文は、

始原から同質のものが反復的に出現し連鎖する、という構造を、皇統と大臣・佐伯が共有するのである。皇統は、「神」としての連鎖によつて、スメロキでありつづけ、大臣・佐伯は、「人の子」即ち「人の祖」という反復によつて、「名」を維持しつづけてきた。両者は、悠久の時間の中で、ともに代を重ね、その間には常に不変の關係があつた。と述べ、二つの系譜の対応が、当該歌の大きな構成原理になっていると説く。鉄野論文は、詳細な表現分析に支えられているだけに、導かれるところが大きいが、「大臣の遠つ神祖」についての考察については、行き届いていない点がありそうだ。

ここで、大臣氏の祖先を「神祖」と言い表わしていることの意味をあらためて問いたい。すでに述べておいたよう

に、万葉集中で「神祖」という表現は当該歌の中の二例に限られる。「神祖」と表現することによって、当該歌で何が表わされているのかが問われなければならないだろう。

皇統は、ニニギによる天孫降臨から説き起こされ、鉄野論文が、

「神」としての連鎖によって、スメロキでありつづける

と言うように、神でありつづけるものとして描かれている。これは、長歌の分析の折りに確認しておいたように、聖武が「神ながら思ほしめす」と言い表わされることで、中心としての聖武が治める御代が、まさに「神の御代」としての相を帯びていたのだった。つまり、現在は、聖武に焦点をあてれば、神が治める「神の御代」であるわけだ。これは右に見たように、反歌の第三首において「すめろぎの御代」と捉え直されていた。

では、大伴氏の来歴の方はどう描かれていたか。これまで見たように、まずはその始源が「神祖」として描かれている。神であるニニギによる天孫降臨に従った祖先は、当然、神としての存在であろうから、「神祖」と描かれたのだと把握できる。しかし、神祖を祖先としながらも、「古よ今のをつつ」という時間の流れをとおして、人の代における人の子の存在として大伴氏・佐伯氏が描かれていた。そして人の代における言立てが語られていた。つまり、大伴氏・佐伯氏は、神の代には「神」であったが、人の代の現在は、人の子たる官であると語られる。

鉄野論文は、先のように、両者の系譜の間に完全な同一性を見出そうとするが、正確に「大伴の遠つ神祖」に目を配るならば、両者の間には右のような違いが見出されてこよう。つまり、神であり続けるスメロキの系譜と、神祖から人の代の人たる官へと移り変わった大伴氏（そしてその系譜の末端につながる「我れ」の系譜である。この作品では、長歌・反歌を通じて、この違いをあえて際立たせることにより、人の代の現在にあって、依然として「神」であ

りつづける「我が大君」聖武天皇の姿が際立たされることになる。そして、これにより、皇統の不変がクローズアップされることになるのではないだろうか。この作品の皇統讚美の方法を以上のように見定めておきたい。

この作品は、人の代の人「我れ」によって、現天皇がスメロキであり神であることが宣言され、その治める御代が「神の御代」であることが宣言されている、新たな言立ての作品であった、としてまとめたい。

注

- (1) 『続日本紀』の引用は、青木和夫氏・稲岡耕二氏・笹山晴生氏・白藤禮幸氏校注『続日本紀』（新日本古典文学大系 岩波書店）による。以下同じ。
- (2) 『延喜式』は、『延喜式』（新訂増補国史大系 吉川弘文館）を参照した。
- (3) 『古事記』の引用は、山口佳紀氏・神野志隆光氏校注『古事記』（新編日本古典文学全集 小学館）による。以下同じ。
- (4) 『日本書紀』の引用は、小島憲之氏・直木孝次郎氏・西宮一民氏・蔵中進氏・毛利正守氏校注『日本書紀』（新編日本古典文学全集 小学館）による。
- (5) 『古語拾遺』の引用は、安田尚道氏・秋本吉徳氏校注『古語拾遺』（新撰日本古典文庫 現代思潮社）による。
- (6) 『新撰姓氏録』の引用は、佐伯有清氏著『新撰姓氏録の研究 本文篇』（吉川弘文館）による。

本論は、北海道大学に提出した課程博士学位論文「大伴家持研究——作品とその方法——」の、「Ⅱ越中期の作品 第三章王権讚美の方法」の一部である。